

公共公益施設の整備基準等

(主なもの、*印の規定は都市計画法に基づく)

Table with 3 columns: 種別 (Category), 内容 (Content), 基準の概要 (Summary of Standards). Rows include 道路 (Roads), *公園・緑地・広場 (Parks/Green spaces/Open areas), ごみ集積所 (Garbage collection points), 集会所用地 (Community center sites), その他 (Others), and *最低敷地規模 (Minimum plot size).

(注) 宅地造成に係る事業については開発区域に接する道路の幅員以外の道路の基準と公園・緑地・広場の基準は適用されません。

「町田市宅地開発事業に関する条例(案)」の概要をお知らせします

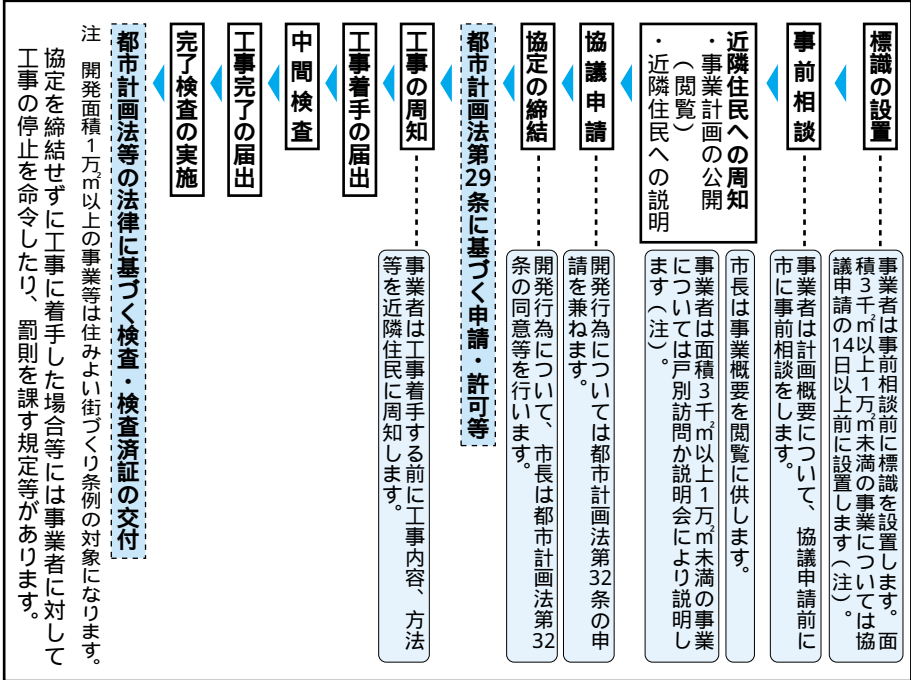
問 開発指導課 ☎709・0569

町田市では、宅地開発事業者へ協力と応分の負担を求め、公共公益施設の整備を促進することを目的として1970年に「町田市宅地開発指導要綱」を制定しました。本要綱はその後数次に渡り改正を重ねながら2000年になって東京都から移譲を受けた開発許可等の事務を運用することと合わせ、安全で良好な市街地の形成に成果を挙げてきましたが、2000年に都市計画法が改正され、地方自治体が条例を制定することにより開発許可の基準を強化することが可能となるなど、近年宅地開発事業をめぐる社会状況が変化してきています。

町田市宅地開発事業に関する条例(案)の考え方

- ・宅地開発指導要綱における公共公益施設の整備基準等を見直し条例化する
・道路、公園等の基準の規定の一部については都市計画法に基づき条例化する
・事前相談前の標識の設置、事業計画の公開(閲覧)等の手続きを定める
・事業者が整備する公共・公益施設の検査等の手続きを定める
・実効性を確保するため罰則規定を設ける

宅地開発事業の手続きフロー



・今回お知らせした「町田市宅地開発事業に関する条例(案)」についてご意見を寄せ下さい

住所、氏名及び電話番号を明記のうえ、次のいずれかの方法で送付して下さい。
ファックスの場合 709・0599
郵送の場合 〒194・0021、町田市中町1-4-2
電子メールの場合 ncity@city.machida.tokyo.jp

(宛先) 町田市都市計画部開発指導課 条例担当
(意見募集期間) 5月11日~17日
(注意事項) *電話によるご意見はご遠慮下さい。
*電子メールの場合、テキスト形式として下さい。
*いただいたご意見について、個々に回答はしません。

適用対策事業

Table with 3 columns: 事業種別 (Project Type), 宅地開発事業に関する条例(案) (Proposed Ordinance), 現行(開発指導要綱) (Current Guidelines). Rows include 開発行為(都市計画法) and 宅地造成(宅地造成等規制法).

今後のスケジュール

今後、この「町田市宅地開発事業に関する条例(案)」については6月の町田市議会第2回定例会に上程し、10月に施行する予定です。

郵便等による不在者投票

問 選挙管理委員会 ☎724・2168

郵便等による不在者投票とは、身体に重度の障がいがあり、投票所へいくことが困難な方が、郵便等のやりとりによって自宅等で投票できる制度です。

該当となる方
代理記載制度の該当者を除いてご自身で文字を書くことができ、下表のいずれかに該当される方。

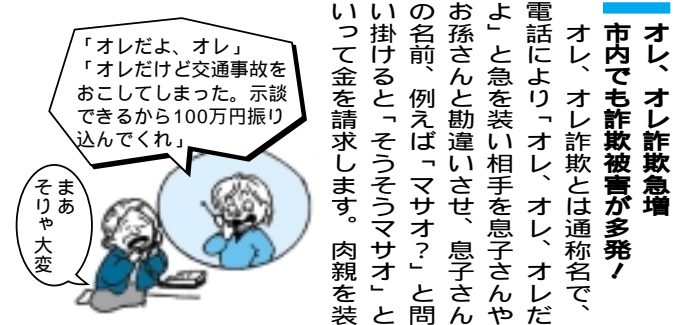
Table with 5 columns: 身体障害者手帳 (Physical Disability Handbook), 戦傷病者手帳 (War Wounded Person Handbook), 介護保険被保険者証 (Nursing Insurance Certificate), 障がい名 (Disability Name), 障がいの程度 (Degree of Disability). Rows include 両下肢、両上肢、心臓じん臓呼吸器, etc.

手帳の級が上記級であっても、手帳に複数の障がい名または、表以外の障がい名が記載されている場合は該当しないこともあります。

申請手続き
いつでも申請できます。申請書に記入の上介護保険の被保険者証、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を添えて選挙管理委員会に申請して下さい。郵便等投票証明書は郵送もします。
郵便等投票証明書を交付するまでに2か月程度かかることもあります。選挙直前ですと間に合わないこともありますので、早めに申請して下さい。
代理記載制度
郵便等による不在者投票の該当者が次のA・Bのどちらかに該当し、ご自分で文字を書くことが困難な方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができる制度です。
A・身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障がいの程度が1級の方
B・戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障がいの程度が特別項症~第2項症の方



町田警察署生活安全課 ☎722・0110
町田市安全対策課 ☎709・0635



「オレだよ、オレ」
「オレだけじゃ交通事故をおこしてしまつた。示談できるから100万円振り込んでくれ」
「まあ、そりゃ大変」
オレ、オレ詐欺急増
市内でも詐欺被害が多発！
オレ、オレ詐欺とは通称名で、電話により「オレ、オレ、オレだよ」と急を装い相手を息子さんやお孫さんと勘違いさせ、息子さんや「被害に遭わないための3箇条」
1、お金を振り込まない
2、相手に名前を名乗らせる
3、警察や家族に相談する

町田管内の認知件数は平成16年3月末現在、11件発生しており、犯人のほとんどは「若い男の声」です。300万円以上の額を振り込んだ被害者の方がおられ、被害総額は約1000万円に達しています。同様の被害に遭つたり今後このような電話がかかってきたり

した場合は町田警察署までご相談下さい。
空き巣被害も多発しています
市内では今年3月末現在、侵入窃盗が221件発生しており、なかでも空き巣被害が138件と約60%を占めています。トイレや風呂場などの小窓ガラスをドライバ等で破りそこから手を入れてクレセント錠を開け、侵入する手口です。
次に多いのが無施錠で被害の約20%を占めています。被害防止には、短時間家を空ける時でも必ず施錠をすること、さらに補助錠(ワンドア・ツーロック)や防犯フィルムを貼ると効果がありません。また、熟練したドロボーは、通常のガラスであれば、10秒から15秒で破ることができます。犯行に費やすのもわずかな時間です。近

所への買い物やペットの散歩など短い留守の間をドロボーは見逃しません。
空き巣に入らないためのアドバース
補助錠を取り付ける(ワンドア・ツーロック)約300円から。ガラスの内面に防犯フィルムを貼り付ける(約2000円から)。窓ガラスを防犯ガラスに交換する。
各種センサー等防犯設備を設置する。
市では安全・安心に関する市民の皆さんからの情報や、防犯に関するアイデアを募集しています。FAXまたはメールでお願いします。
・FAX 709・0652
・メール ncity060@city.machida.tokyo.jp